

平成 26 年 3 月 17 日

お客様各位

セントラル商事株式会社

「消費税率変更に伴う委託手数料の変更」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 1 日に実施される消費税率 8%への引き上げに伴い委託手数料（消費税込み表示）を変更させていただきます。（消費税率の引き上げ幅分が変更となります。）詳しくは、同封の委託手数料表をご確認ください。

尚、消費税率 8%の適用は平成 26 年 4 月 1 日計算区域の約定分（平成 26 年 3 月 31 日 17 時以降の約定分）からとなります。

平成 26 年 3 月 31 日 15 時 30 分迄に建玉されている分における片道分の手数料につきましては消費税 5%が適用され、平成 26 年 3 月 31 日 17 時以降の約定における新規建玉及び建玉の仕切りにかかる片道分の手数料につきましては消費税 8%が適用されます。

例

| 新規建玉注文 | 建玉の仕切り注文 | 必要手数料 |
|----------------------|-----------------|-------------------------------|
| 3/26 10 時に約定 | 3/31 18 時に約定 | 消費税 5%適用片道手数料 + 消費税 8%適用片道手数料 |
| 3/31 17 時 50 分に約定 | 4/1 13 時に約定 | 消費税 8%適用片道手数料 + 消費税 8%適用片道手数料 |
| 4/1 11 時に約定 | 4/2 14 時に約定 | 消費税 8%適用片道手数料 + 消費税 8%適用片道手数料 |

ご不明な点がございましたら、**担当営業**または**管理部**までお問い合わせください。

お問い合わせ先 / 本社管理部 0120-975-002

敬具